

いじめを発見し、対応するために

南中人権宣言

『いじめをしない させない 見過ごさない』

第1条 私たちはいつでも平等であり、楽しく安心して学校生活を送ることができる。

第2条 私たちは個性の違いを認め合い、一人一人を大切にする。

第3条 私たちは学校生活で、自分の意見を表現することができる。

第4条 私たちは差別やいじめを受けたとき、友だちや家族、先生に助けを求めることができる。

第5条 私たちは差別やいじめ、冷やかしの行為を許さず、互いに助け合う。

依田窪南部中学校

I いじめに対応するための校内の指導体制

※南中人権宣言を基本に、生徒ひとりひとりの人権が守られているのか常に心に留める。

学級担任	<p>◇早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。</p> <p>◇「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。</p> <p>◇話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。</p> <p>◇一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。</p> <p>◇小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。</p> <p>◇いろいろな立場の子供たちの思いをとらえる場を設定して対応する。</p> <p>◇子供同士が触れあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。</p>
学年主任	<p>◇学年内の和を図り、親和と士気の醸成に努める。</p> <p>◇学年での調査等を企画し、定期的に児童生徒の状況把握に努める。</p> <p>◇学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。</p> <p>◇いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。</p>
教科担任	<p>◇特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。</p> <p>◇いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。</p> <p>◇授業中だけでなく、目の前で起こっているいじめを許さず、その瞬間を逃さず指導する。</p>
生徒指導主事・生徒指導係	<p>◇いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。</p> <p>◇いじめ発見のためのチェックポイントやアンケートを利用して、早期発見に努める。</p> <p>◇学級担任を精神的に支える。（共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。）</p> <p>◇家庭と同じ土俵に立つ。（共感的に受け止める。解決への努力を示す。）</p> <p>◇学校全体を巻き込む。（相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。）</p> <p>◇いじめを学級や学年・部活だけの問題にしない。</p> <p>◇学年会、生徒指導係会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。</p> <p>◇必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。</p> <p>◇警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えておく。</p>
養護教諭	<p>◇把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。</p> <p>◇保健室に駆け込んでくるいじめられた子供たちには、子供の心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。</p> <p>◇訴えてきた子供の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。</p> <p>◇いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。</p> <p>◇信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。</p>
教頭	<p>◇「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。</p> <p>◇「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。</p> <p>◇生徒の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために全教職員による研修を実施する。</p> <p>◇全教育活動の中で児童生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。</p>
校長	<p>◇校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。</p>

2 いじめへの対応の基本

(1) いじめられている子には

教師は教えることを職業としている。しかし、いじめられている子への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴してあげることである。

- ① 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。→傾聴の姿勢
 - ② 安心：具体的支援内容を示す。→教師は絶対的な味方
 - ③ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
 - ④ 回復：人間関係の確立を目指す。→交友関係の醸成
 - ⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。→自立の支援
- ＊心理的ケアを十分に行う

(2) いじめている子には

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
→はっきり確認がとれるまでは頭ごなしに決め付けない
 - ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。→受容的態度
 - ③ 内省：いじめられる子のつらさに気付かせる。
→いじめは絶対にいけないことの指導
→いじめている子もつらい立場かもしれない
 - ④ 対処：課題解決のための援助を行う。
→いじめのエネルギーの善用を図る
 - ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。
→成長への信頼
- ＊心理的ケアを十分に行う

(3) いじめられている子の保護者には

教師と保護者のいじめに対する、基本的認識のズレが問題を複雑にする。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。→不用意な発言をしない
 - ・『いじめは重大な人権侵害である』との認識に欠ける発言
 - ・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・『被害者保護優先』を無視した発言
 - ・自己防衛的な発言
 - ・被害者の『痛み』に共感を示さない発言
 - ・具体性のない発言
- ④ 家庭との連絡を密接にとる（被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼）。

＊被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて理解を得る。

(4) いじめている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実だけをきちんと伝える。
- ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。 → 受容的態度
- ③ 保護者の心情を理解する。（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等）
- ④ 子供の立ち直りを目指して、どのように対応していくのか相談し、協力し合って指導していくことを確認し合う。
→ その具体的な方策が決まったら誠実に確実に対応する。

(5) 学級には

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う（当事者の了解・配慮）。
- ② いじめられた子供に共感させ、いじめた子供も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- ③ 傍観者の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

- ア 事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である
- イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革
- ウ 行動指針の発見…内省による具体的行動（是認、黙認→責任の確認）、人権意識の育成、信頼感の確立
- エ 連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感の確立

(6) 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① 校内いじめ防止対策委員会を中心に、中学校組合教育委員会の指導のもと、いじめ問題学校支援委員会等と緊密な連携を図る。
- ② 学校、家庭、関係機関（相談機関、警察等）との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。

3 いじめ初期対応の流れ

対応の流れ	教職員等の動き
<p>1 いじめ情報のキャッチ（認知）</p> <p>2 報告</p> <p>※憶測を入れずに事実を報告 （些細なことでも）</p> <p>1日目に対応（その日に）</p>	<p>担任 ← 教職員・保護者・本人</p> <p>担任 → 学年主任</p> <p>↓ 報告</p> <p>生徒指導主事・校長・教頭</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任 → 小さなトラブル等は即指導</p> <p>報告</p>
<p>3 事実関係の正確な把握と情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒・いじめた生徒からの事情聴取 ・他生徒、教職員からの情報収集 	<p>いじめと認知・判断したとき</p> <p>関係職員</p> <p>事情聴取</p> <p>事情聴取</p> <p>いじめられた生徒へ</p> <p>いじめた生徒へ</p> <p>情報の突き合わせ・報告</p> <p>関係職員</p> <p>校長・教頭</p> <p>担任</p> <p>生徒指導主事・各担任</p> <p>【いじめられた生徒の保護者】 「本人がいやがることをされていて心配なんです」</p> <p>【いじめた生徒の保護者】 「人のいやがるようなことをしていて心配なんです」</p> <p>保護者への連絡を早急に行い、学校が一丸となって対応策を考えること、明日以降、</p> <p>生徒指導主事 資料作成・チーム会議の招集</p>
<p>遅くとも3日目までに対応す</p> <p>4 問題状況の把握・理解</p> <p>・緊急度に応じて3、4、5を同時に</p>	<p>チーム会議①（いじめ問題対策委員会）</p> <p>校長・教頭・担任・学年主任 生徒指導主事 養護教諭（・相談員）</p> <p><目的> ○ 指導・援助体制をつくる</p> <p>○ 指導・援助方針の共有</p>
<p>5 サポートチームの構築</p>	<p>◇誰が、誰に、いつまでに、何をするか</p> <p>◇すぐ行うこと、中・長期目標の決定</p> <p>◇保護者への対応 誠実に、具体的対応策を正確に示し、協力依頼。 以降、情報提供</p>